

令和7年度 総合教育会議

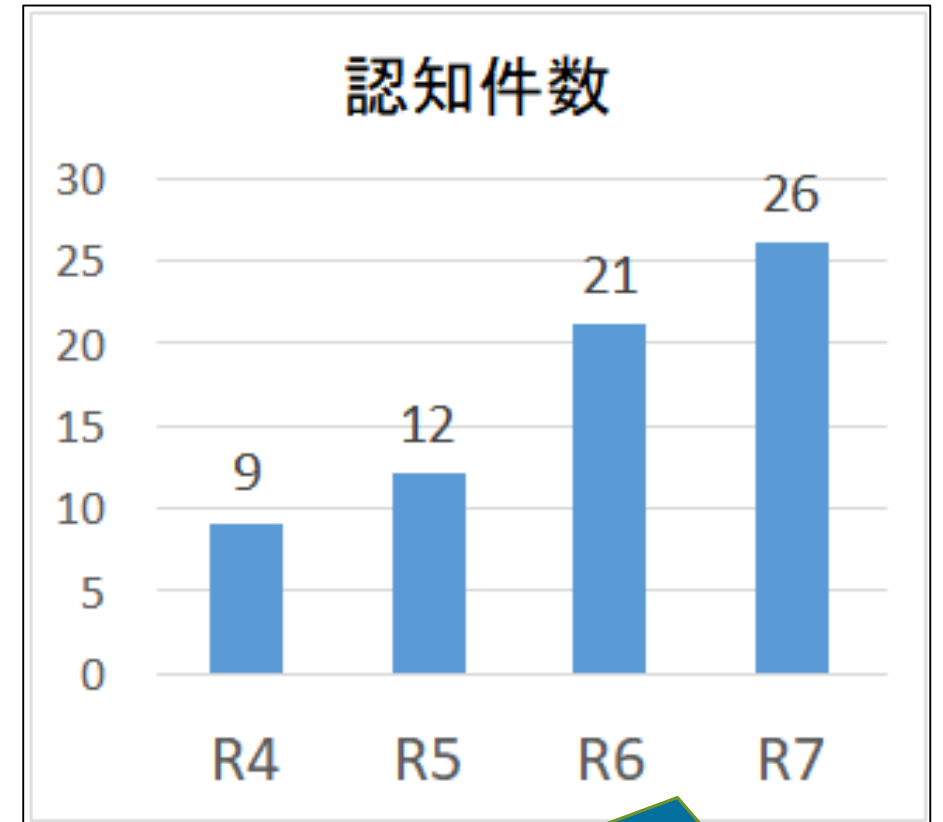
いじめ・不登校の現状と児童生徒への支援について

令和8年3月27日(金)

岬町のいじめ・不登校の 現状と対応について

いじめの現状について

令和7年度の現状 (※12月末現在)	小中学校 計
いじめの認知件数	26
うち、いじめが解消しているものの 件数	15
うち、解消に向けて取組中のうち 3か月以上経過しているものの件数	1
うち、解消に向けて取組中のうち 3か月未満のものの件数	10

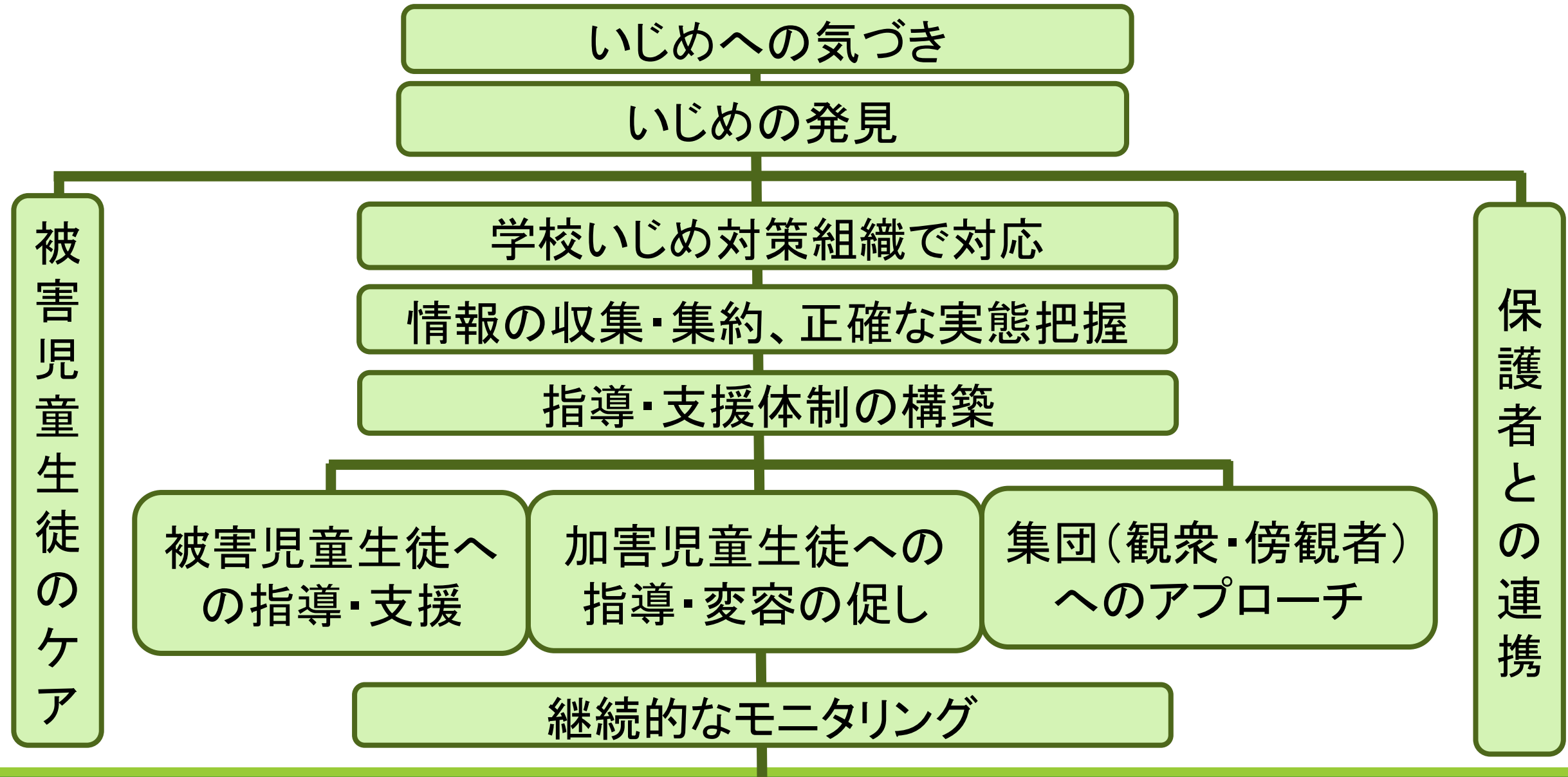


いじめの積極的認知

いじめの原因について

いじめの様態（件数の多いもの）	小中学校計
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	13
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	6
仲間はずれ、集団による無視をされる。	3
パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	3

学校でのいじめ対応について



学校でのいじめ対応について

いじめの未然防止・早期発見の取組み

- 発達支持的生徒指導
(集団づくり・人間関係づくり・道徳教育・人権教育など)
- 安心・安全な学校づくり

- スクリーニングシートの活用
- ケース会議(定期)
- 生活アンケート・面談
- 教職員研修

◆岬町いじめ問題対策連絡協議会

○人権擁護委員

- ・人権の花運動
- ・中学生作文コンテスト
- ・人権相談

○人権協会

- ・人権相談 等

不登校の現状について

令和7年度の現状 (※12月末現在)	小中学校 計
30日以上の欠席	9
うち、前年度から継続している児童生徒数	7
うち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒数	0
うち、要因として「いじめ」がふくまれるもの	0

不登校の要因について

不登校児童生徒について把握した事実
(複数回答可の選択肢のうち、該当が多かったもの)

- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。
- 生活リズムの不調に関する相談があった。
- 親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。
- 学業の不振や頻繁な宿題の未提出がみられた。

学校での不登校対応について

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」をもとに

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

- ・校内教育支援ルーム
- ・岬町教育支援センター

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

- ・「チーム学校」による早期支援
- ・一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援
- ・専門家による研修

3. 学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

- ・学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- ・いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底

◆校内教育支援ルームの機能について

1. 未然防止のための取り組み
2. 教室に入りづらい児童生徒の「居場所」
3. 学習の継続・サポート
4. 社会的自立と「再登校」へのステップ
5. 専門家との橋渡し(ハブ機能)

「町立教育支援センター」について

概要

【対象者】

心理的または情緒的な原因により登校できない状況にある
岬町立小・中学校に在籍する児童・生徒
町内在住の保護者または町内在勤の教職員

【場所】

岬町青少年センター内

【開設曜日・開設時間】

原則週3日の午前10時から午後3時

【内容】

- ・学習等の機会及び場所の提供
- ・学習の補助
- ・スポーツ及び野外体験活動の機会の提供
- ・小集団生活の体験及び適応に関する援助
- ・児童・生徒、保護者・教職員の教育相談
- ・巡回相談(学校訪問、家庭訪問)
- ・オンラインによる学習支援等
- ・学校の不登校に関する支援

【運営体制】

- ・センター長・・・指導課長
- ・総括・・・指導課担当参事
- ・主任指導員・・・会計年度任用職員
- ・指導員・・・会計年度任用職員
- ・学習支援ボランティア
- ・スクールカウンセラー(学校より派遣)
- ・スクールソーシャルワーカー(学校より派遣)
- ・スクールドクター(学校より派遣)

「町立教育支援センター」について

【1日の流れ】

時間	活動内容
10:00	始めの会、園芸活動など
10:30	自主学習タイム (各自で学習用具を持参して取り組みます)
12:00	昼食・休憩
13:00	自主活動 スポーツやゲーム・創作活動 などから希望する活動を選んで、子どもどうしのかかわりが持てるようにします。
15:00	終わりの会

※活動や時間については子どもの状況により柔軟に対応する

※集団活動が難しい場合は個別対応

【学校との連携】

- 児童・生徒が教育支援センターに通所中である場合でも、学校・保護者間で連絡を密に取り合う。
- 学校・教育支援センターは1ヶ月に1回程度ケース会議を開き、子どもの様子について共有する。
- 教育支援センターで実施した学習・活動について学校長と協議し、適切と認められた場合は出席扱いとする。
- 学期に1回程度教育支援センター・学校・教育委員会事務局間で運営についての会議を実施する。

期待される効果

- ★不登校児童・生徒が学校以外の学びの場の提供を受けることで教育を受ける機会を保障することができる。
- ★教育支援センターで通所する子どもがお互いに関わり合うことで集団生活の適応を促し、社会的自立に向けての支援を実施することができる。
- ★教育支援センターでの相談業務を通して、児童生徒、保護者の孤立を防ぐ。

「町立教育支援センター」について

「COCOLOプラン」項目	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10年度～
学びの場（居場所）の確保 ●町立教育支援センター		R 8.4 新設 実施	機能強化（拡充）	
●オンラインによる学習支援	実施	必要に応じ充実	機能強化（拡充）	
●フリースクール等連携	実施		機能強化（拡充）	
●校内教育支援センター機能	実施	必要に応じ充実		
「チーム学校」での支援 ●ICT活用（変化の早期発見）	検討		実施	必要に応じ充実
●教職員、関係機関連携支援方法確立	実施	必要に応じ充実	機能強化（拡充）	
●保護者支援（相談・情報提供）	実施		機能強化（拡充）	
学校風土の「見える化」 ●授業改善（研修）他、安心して学べる場所に	実施	必要に応じ充実	機能強化（拡充）	